

令和4年7月27日開催

# 教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和4年7月27日(水)  
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和4年7月27日(水)  
午後1時56分
- 3 招集の場所 市民交流プラザふくちやま 3階 視聴覚室
- 4 出席委員の氏名 廣 田 康 男  
塩 見 佳 扶 子  
和 田 大 顕  
加 藤 由 美  
織 田 信 夫

5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの

教育部長	伊 藤 信 夫
教育委員会事務局理事	足 立 高 広
次長兼教育総務課長	垣 谷 敏 数
次長兼学校教育課長	八 瀬 正 雄
学校教育課担当課長兼教育総務課	八 板 嘉 展
学校教育課総括指導主事	新 井 敏 之
次長兼生涯学習課長兼中央公民館長	浅 田 久 子
中央公民館管理担当次長	荻 野 幹 雄
学校給食センター所長	村 瀬 勝 子
図書館長	山 路 智 子

6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者

次長兼教育総務課長	垣 谷 敏 数
-----------	---------

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第9号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

福知山市教育委員会 委 員 .....

教育委員会会議録調製者 教育部長 .....

# 教育委員会会議録

## 1 開会

廣田教育長が開会を宣告。

廣田教育長 傍聴人から傍聴の申請があります。  
許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 許可をさせていただきます。

## 2 前回会議録の承認

廣田教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

廣田教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。  
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

## 3 教育長報告の要旨

廣田教育長から以下の報告がありました。

### (1) 新型コロナウイルス感染症の状況

学級閉鎖（7月～計9学級）

○昭和小学校	2年2組	7/8（金）	～7/12（火）	解除
○惇明小学校	5年2組	7/8（金）	～7/15（金）	解除
○惇明小学校	5年3組	7/11（月）	～7/15（金）	解除
○修斉小学校	2年1組	7/12（火）	～7/16（土）	解除
○夜久野小学校	6年1組	7/14（木）	～7/18（月）	解除

感染者の急増

※別紙（対応通知）

まずは、新型コロナウイルス感染症の状況についてですが、このところ感染者が急増しており大変心配な状況が続いております。

学級閉鎖につきましては、7月に5学級が閉鎖対応となっております。感染者は、4月以降昨日までで587名で、月ごとに申し上げますと、4月が162名、5月が217名、6月が15名、7月が昨日までで193名となっております。実は今日も、もう10名ほど報告を受けておりますので、5月の数字を上回ることは間違いないのではないかと考えております。

7月に急増している特徴としては、小学生がかなりの率を占めておりまして、193名のうち、約80%を小学生が占めるという状況になっております。それから、教職員にも少し感染者が増えておりまして、1学期間で35名、そのうち7月だけで15名となっております。放課後児童クラブでも、感染者が増えてきておりまして、児童クラブの運営についても、かなり工夫をして行っているという状況でございます。

別紙で夏季休業期間を迎えるに当たっての対応についての通知を出しましたので、参考にご覧頂ければと思います。先日、濃厚接触者等の行動制限の短縮について、国から

通知が出ましたので、本市としましても、近日中に各校へ通知を追加で出す予定にしておき、保護者の方にも8月下旬にお知らせしようと考えております。感染者の状況については以上でございます。

## (2) 教育情報

### ア 令和5年度公立高等学校入学者選抜の主な変更点(案)

- ①口丹以北の通学圏の普通科前期選抜の募集割合を20%から30%にする。
- ②以下の工業系の専門学科の前期選抜の募集割合を50%から70%にする。
  - 工業(全学科)
  - 宮津天橋宮津学舎(建築科)
  - 峰山(機械創造科)

### イ 文化部活動地域移行

「文化部活動の地域移行に関する検討会議(第5回)」 7月12日開催

- (ア) 地域移行の取組が進められている間の学校における文化部活動の在り方
- (イ) 休日の文化部活動の地域移行の達成時期の目途について
- (ウ) 文化部活動の地域移行に関する検討会議提言(案)
  - 来年度からの3年間を改革集中期間(運動部同様)
  - 受け皿となる文化芸術団体の整備や指導者、活動場所の確保
  - 円滑な施設利用(主に学校)のために関係者が集まる協議会の設立
  - 大会やコンクールへの出場資格の見直し

※最終提言8月

### ウ デジタル教科書「英語」で先行導入の方向(7月25日 日本教育新聞より)

令和6年度からの本格導入を目指しているデジタル教科書について、中央教育審議会の作業部会(教科書・教材・ソフトウェア在り方ワーキンググループ)が、小中学校の「英語」で先行導入したい考えを示した。自治体からの要望が多かった「算数・数学」についても候補に挙げた。英語の学習者用デジタル教科書は、これまでの実証事業で一定の学習効果が得られたとしている。対象学年は小学校5年から中学3年までを基本とする予定で、紙とデジタルの整理については、今後も併用していく考えを示した。

文科省は今夏に、デジタル教科書の対象教科と学年について正式に方向性を示す。

次に、教育情報ということで3点ございます。

1点目は、令和5年度の公立高等学校の入学者選抜の変更ということで、まだ案の段階ですので、確定となるのは8月下旬頃になると聞いております。1つ目は、口丹以北の通学圏の普通科前期選抜の募集割合を20%から30%にするということで、中丹圏の公立高校も該当します。かなりの生徒が前期入試に挑んで残念な結果となってしまったこともありましたが、10%募集割合が増えることで合格者が増えることとなります。2つ目は、工業系の専門学科の前期選抜の募集割合を50%から70%にする、本市で言いますと府立工業高校が全学科において、70%を前期で募集することになり、ほとんどが前期で決まるという状況になっていきます。

2点目は、文化部活動地域移行についてです。5月の定例会でも運動部活動地域移行について少し話をさせていただきましたが、文化部活動の地域移行に関する検討会議を文化庁が中心になって進めております。7月12日に開催された会議では、大きく分けて3点について協議がされております。とりわけ、地域移行に関する検討会議提言では、運動部同様、来年度からの3年間を改革集中期間として、受け皿となる文化芸術団体の整備や指導者、活動場所の確保が大切になるほか、円滑な施設利用のために、関係者が集まる協議会の設立が必要ではないか、あるいは、大会やコンクールへの出場資格の見直しといったことが提言に盛り込まれているということです。最終提言については、8月

となっております。

3点目は、日本教育新聞の記事で、令和6年度の本格導入を目指しているデジタル教科書について、中央教育審議会の作業部会が、小中学校の英語での先行導入の考えを示したとありました。自治体からは、算数・数学への導入に要望が多かったようで、今の段階では候補ということもあり、今後どうなるかはまだ分からない状況です。もう間もなく、文部科学省から正式な方向性が示されることになっておりますので、今後注視していかなければならないと考えております。

以上、新型コロナウイルス感染症の状況と教育情報の2点報告しましたが、御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

廣田教育長 それでは、次に議題に入ります。

#### 4 議事

(1) 議第9号(福知山市スクールライフ応援事業実施要綱の制定について)

廣田教育長 議第9号「福知山市スクールライフ応援事業実施要綱の制定について」説明をお願いします。

八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

議第9号「福知山市スクールライフ応援事業実施要綱の制定について」御説明いたします。

会議案の3ページから5ページに実施要綱を添付しております。

この事業は、令和4年度の新規事業でございます。経済的な理由により、就学がままならない子どもたちに対して、様々な支援、援助をしております就学援助事業を補填する新たな事業でございます。就学援助事業で該当しない物品、用品等を福知山市の独自の制度として支援するものです。

要綱の第1条は、就学援助を受給する児童生徒の保護者に対して、衛生用品、家庭学習用品等の購入を支援することを目的とすることを明記しております。この衛生用品は、例えば生理用品、マスク、消毒等の衛生用品を、家庭学習用品につきましても、家庭での学習に資するような参考書・辞典等の購入を対象とするものです。このほかにも英語検定や漢字検定といった検定料も支援できるようにしております。

第2条は、スクールライフ援助費を先ほど申しました物品等の購入といった目的を達するために、福知山市教育委員会によって支給される給付金とするものです。支給対象者は、当該年度の6月1日時点で規則第6条、すなわち就学援助の対象者としております。

第3条第2項では、支給金額を児童生徒1人につき12,000円としております。

第4条では、基本的には就学援助の対象者全てを対象としておりますが、中にはおられるかどうか分かりませんが、辞退をするという旨の申し出がありましたら、辞退を受け付けるということで、別途届出をすることができるとしております。第2項の別記様式第1号の届出書を会議案の5ページに掲載しております。辞退される場合は、この様式により届出をいただくことを周知したいと考えております。

第5条では、支給対象者に当該児童生徒が在籍する学校長を通じて給付することとしておりまして、就学援助の経費と同じ取扱いとさせていた

だきたいと考えております。

該当する保護者等につきましては、8月下旬に周知ができる案内文や事業概要を掲載したチラシ等を配布させていただきまして、9月には広報ふくちやまにも掲載する予定にしております。9月中頃までに辞退届を出していただいて、該当がなければ9月中に給付する方向で進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

廣田教育長 御質問、御意見はありませんか。

和田委員 第5条の支給方法について、就学援助費と同様学校長を通じて給付するという説明でしたが、現金を学校で取り扱わない方向へ進みつつある中で、援助費の支給については、学校長から手渡しでということになるのでしょうか。

八瀬次長兼学校教育課長

受給者側の方法として、現金で受け取りたいという家庭もございますし、振込を希望される場合は、振込により支給するようにさせていただいております。ただ、市からの給付分につきましては、一旦学校長に全てお預かりをいただくことになっております。これについては、市から保護者へ直接給付する制度が会計上ございませんので、現状としては、一度学校長にお預かりいただくという形にはなると考えております。

和田委員 校長先生が何十万円のお金を出してきて、子どもたちに1万2千円ずつ渡すことになるわけですか。

八瀬次長兼学校教育課長

子どもたちではなく、原則保護者にお渡しするという形にさせていただいております。

和田委員 就学援助費では、振込の件数と現金手渡しの件数の比率はどうなっていますか。

八瀬次長兼学校教育課長

今手元に資料がないので正確な数字はわかりませんが、かなりの件数が振込となっており、現金は少なくなっているようです。

和田委員 わかりました。できるだけ現金は、現場の先生方が扱うことがないほうがいいと思います。

廣田教育長 ほかに御質問等ありますでしょうか。

塩見委員 2つお尋ねをします。

まず1つ目です。3ページの第6条にある支給対象者の責めに帰すべき事由とは具体的にどういうことか教えてください。

八瀬次長兼学校教育課長

支給対象者に給付をさせていただくにあたり、例えばなかなか連絡がつかない場合であったり、振込先の指定口座が誤っている場合等で再三その状況をお知らせしても振込ができない状況が続く場合であったり、通常の手続を取っているにもかかわらず、支給ができない状態を想定しております。通常ほとんどありませんが、もし、そういった場合は、支給対象者の責めに帰すべき事由とさせていただいております。

塩見委員

2つ目です。

大抵の場合は、申請主義に基づき受給したい旨の申請をしてもらうこととなりますが、この事業については、支給を辞退する場合は申請をするわけですね。

5ページにその届出書があります。辞退をするときに、個人番号カードなど、個人情報の文書を添付するように書いてありますが、辞退するのにこれほど重要な文書を添付する必要があるのかなと思いました。

八瀬次長兼学校教育課長

スクールライフ応援事業につきましては、先ほど申しましたとおり、就学援助の対象者を基本としており、改めて申請をしていただくこととなりますと、受給者は複数回の申請が必要となってまいります。基本的には対象者は同一の方ですので、いわゆるプッシュ型で、就学援助の対象者全てに支給させていただきます。その中で対象者の収入の状況やその他様々な要件の中で、スクールライフ援助費を受給することによって、他の給付事業の対象から外れてしまうといった可能性が全くないわけではございませんので、そういう方に関しましては、給付を辞退するという形にさせていただくことで、お渡しをしないようにいたします。この届出書は、御本人から申出があった場合のみお渡しさせていただいて、それでも本人特定という部分は非常に重要でありますので、本人確認ができるものとして住民基本台帳カード、運転免許証、旅券証の写しの添付が提示により確認させていただきたいと思っております。

廣田教育長

ほかに御質問等ありますでしょうか。

全委員

特になし。

廣田教育長

議第9号について承認ということでよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

廣田教育長

次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

## 5 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課長補佐兼企画管理係長                   ～資料に基づき報告～

No.1 5 京都YMCAバスケットボール教室

No.1 6 第4回新丹波猿楽座福知山特別公演  
          スペクタクル新作能「光秀」×甲冑隊 in 福知山

No.1 7 2022 平和のための福知山戦争展

廣田教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

和田委員 16番の特別公演は、大きなお金が動くようですが、後援申請をされるにあたり予算書はつけられておりますでしょうか。

浅田次長兼生涯学習課長兼中央公民館長  
予算書もつけていただいております。

廣田教育長 ほかに御質問等ありますでしょうか。

全委員 特になし。

廣田教育長 次に、「福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について」の報告をお願いします。

(2) 福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令について

八瀬次長兼学校教育課長 ～資料に基づき報告～

福知山市教育委員会教育長訓令甲第2号福知山市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する訓令で、令和4年7月1日付けで改正をしております。会議案の最後のページに、新旧対照表を掲載させていただいております。別表6第5条関係ということで、職務に専念する義務の特例に関する条例等に基づく職務に専念する義務の免除の取扱い、いわゆる専免規程となります。旧の(14)に教育職員免許法第9条の3第1項に規定する免許状更新講習を受ける場合という項目がございます。大学などが開設する免許状更新講習を受講する場合、いわゆる教員免許の更新に関わる講習がこれまで職務専念義務の免除という取扱いとなっておりましたが、御存じのとおり、今年の2月に教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正が閣議決定されまして、5月には国会で成立したところです。この改正により、免許の更新が7月1日以降必要なくなったことで、免許更新に関わる職務専念義務の免除の項目を削除するものでございます。旧の(14)を削除いたしまして、(15)を(14)に繰り上げる改正でございます。

廣田教育長 このことについて御質問はありませんか。

全委員 特になし。

6 閉会

廣田教育長が閉会を宣言。